

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪市中央区備後町2-4-6

Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二

Fax :06-6209-8145

↳ 経営承継円滑化法

Q : 中小企業の事業承継の推進を目的とした法律ができるように聞いていましたが、どうなりましたか？

A : 国会で成立し、10月1日施行が予定されています。

【解説】

お尋ねの中小企業の事業承継の推進を目的とした法律は「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律(いわゆる経営承継円滑化法)」とありますが、さきごろ、法案が通り、今年の10月1日から施行される予定となっています。

この法律の主な内容は、次のとおりです。

[遺留分の緩和]

民法の特例で遺留分の緩和が図られ、一定の要件を満たす後継者が、遺留分権利者全員と合意すること、経済産業大臣の確認を取ること、家庭裁判所の許可等の手続きを経ることを要件として、①生前贈与した株式を遺留分の対象から除外する、②生前贈与株式の評価額をあらかじめ固定する制度が創設されるなどの制度が創設されました。

これにより、①相続によって株式が分散されることが防げる、②後継者の貢献による株価の上昇分が遺留分減殺請求の対象外となるといった効果が期待されています。

[支援措置]

中小企業信用保険法、株式会社日本政策金融公庫法、沖縄振興開発金融公庫法の特例が創設され、事業承継に伴う資金支援が図られるようになります。

